

資料編

1. 街路樹市民アンケート

(1) 実施の目的と概要

札幌市の街路樹の印象や意見などを把握するため、市民を対象としたアンケート調査を実施した。

■実施概要

調査期間	令和6年7月1日(月)から令和6年7月17日(水)まで
対象者	18歳以上の市民
対象者の選び方	無作為抽出法
調査方法	郵送またはweb
配布数	1,500票
回収数	510票
回収率	34%

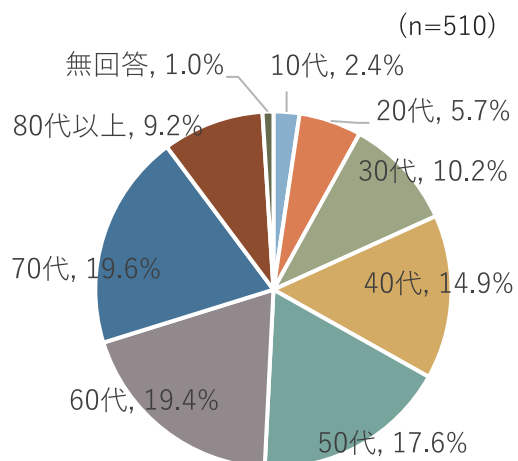
(2) 設問の概要

項目	内容	
1.あなた自身の ことにつ いて	年代	
	性別	
	住区	
	職業	
	居住形態	
	自宅前の道路の街路樹の有無	
2.街路樹への 印象につ いて	街路樹のプラスイメージ	
	住宅地にある街路樹として望ましいもの（イメージ図）	
	都心や主要幹線道路にある街路樹として望ましいもの（イメージ図）	
	住宅地にある街路樹について、期待するもの	
3.街路樹の形 態につ いて	都心や主要幹線道路にある街路樹について、期待するもの	
	住宅地にある街路樹について、望ましい樹木形態	
4.街路樹の維 持管理につ いて	都心や主要幹線道路にある街路樹について、望ましい樹木形態	
	街路樹の維持管理への満足度	
	街路樹の維持管理について、不満に思うこと	
	街路樹の 取組評価	街路樹の樹種の改善の取組
街路樹の配置の改善の取組		
都心や主要幹線道路の街路樹を充実させる取組		
5.その他	札幌市の街路樹についてご意見（自由記述）	

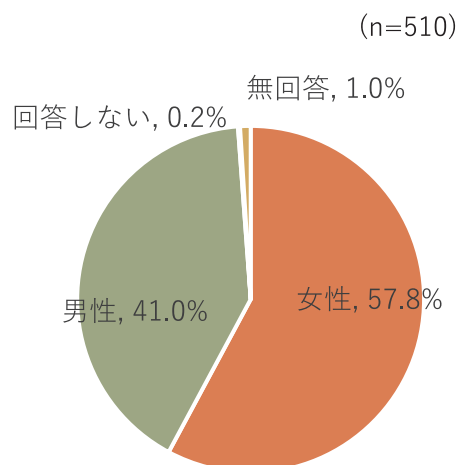
(3) 調査結果

1) 回答者の属性

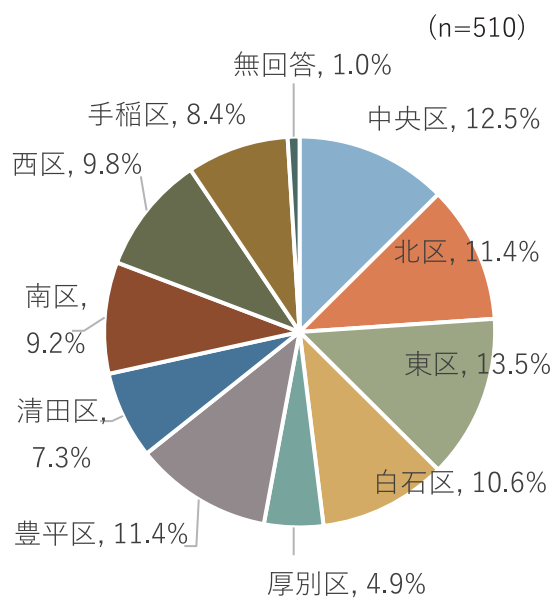
問1-1 あなたの年代を教えてください。
(あてはまるもの1つに○)



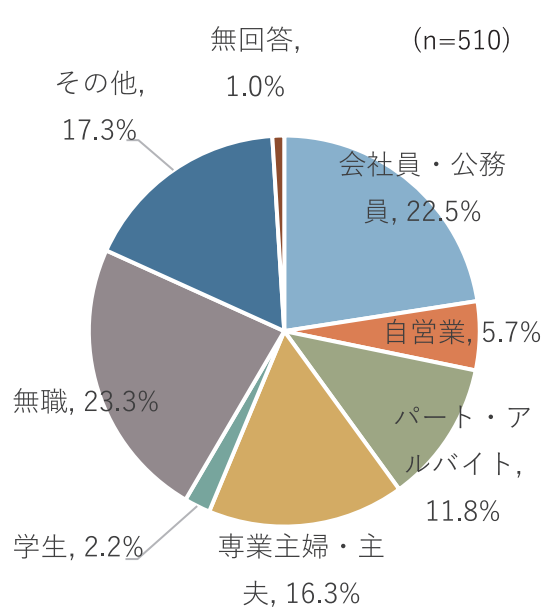
問1-2 あなたの性別を教えてください。
(あてはまるもの1つに○)



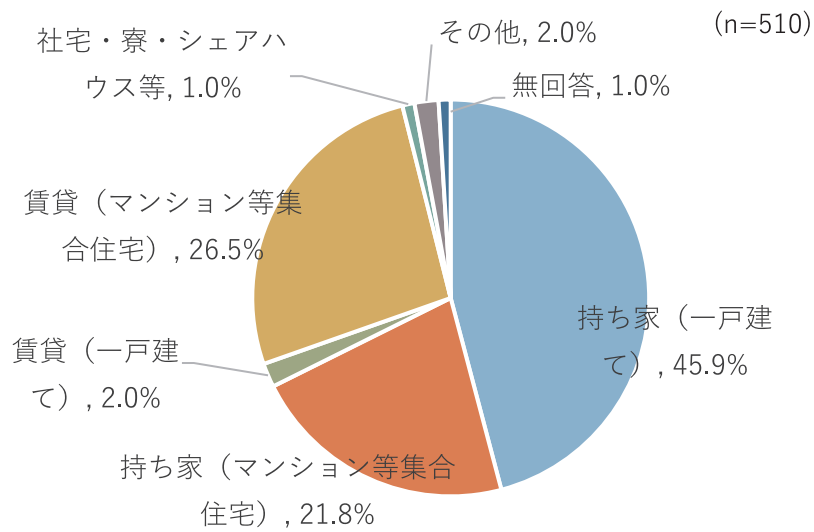
問1-3 あなたは何区にお住まいですか。
(あてはまるもの1つに○)



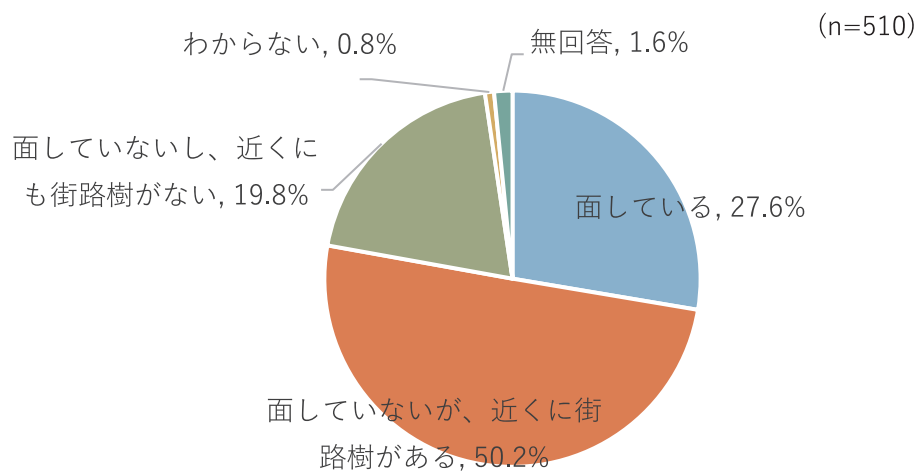
問1-4 あなたのお仕事を教えてください。
(あてはまるもの1つに○)



問1-5 あなたのお住まいはどのような形態ですか。(あてはまるもの1つに○)



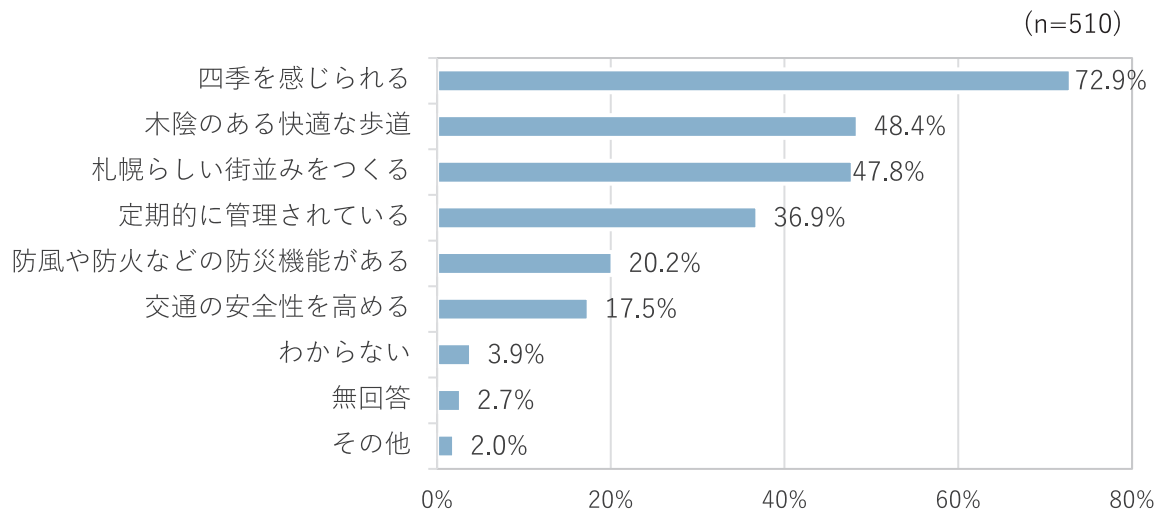
問1-6 あなたのお住まいは街路樹のある道路に面していますか。(あてはまるもの1つに○)



2) 街路樹への印象について

問2-1

あなたは札幌市の街路樹にはどのようなプラスイメージをお持ちですか。
(あてはまるもの全てに○)



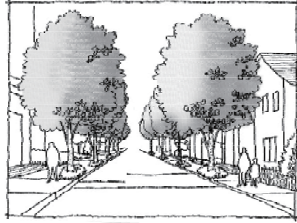
<その他の回答>

分類	件数	自由記述抜粋・要約
プラスイメージ	3	・安らぎを感じる ・香りの良い木がある
マイナスイメージ	3	・通行の邪魔になっている ・防災上の問題や、倒木や落葉落枝、排水つまりなどが懸念される

問2-2

あなたは、住宅地にある街路樹について、下のイメージ図のうちどのような道路が良いと思いますか。(あてはまるもの1つに○)

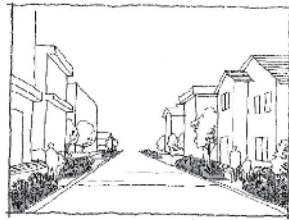
1 大きな街路樹がある道路



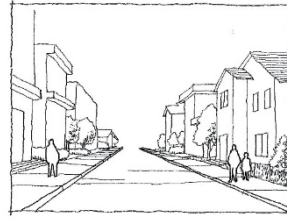
2 コンパクトな街路樹がある道路



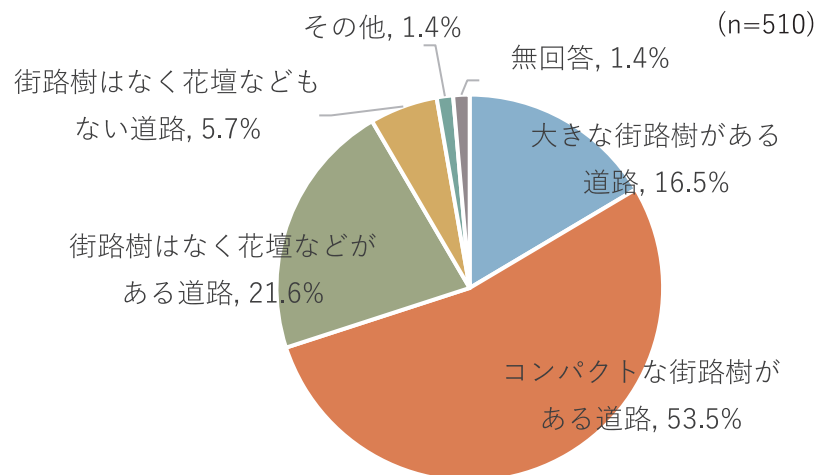
3 街路樹はなく花壇などがある道路



4 街路樹はなく花壇などもない道路



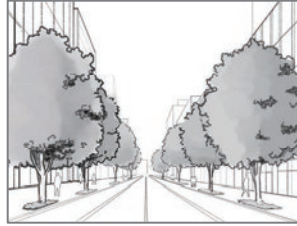
5 その他()



問2-3

あなたは、都心や主要幹線道路にある街路樹について、下のイメージ図のうちどのような道路が良いと思いますか。(あてはまるもの1つに○)

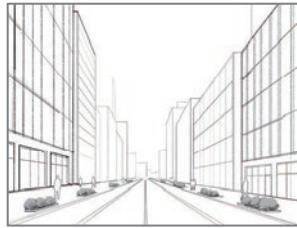
1 大きな街路樹がある道路



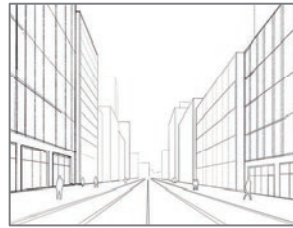
2 コンパクトな街路樹がある道路



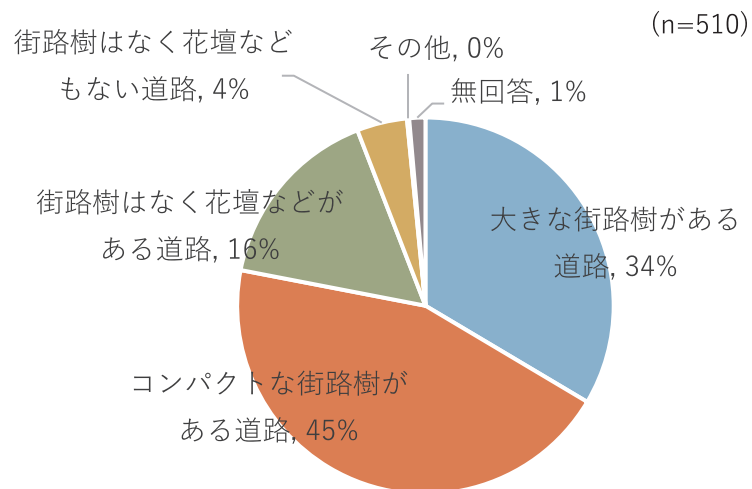
3 街路樹はなく花壇などがある道路



4 街路樹はなく花壇などもない道路

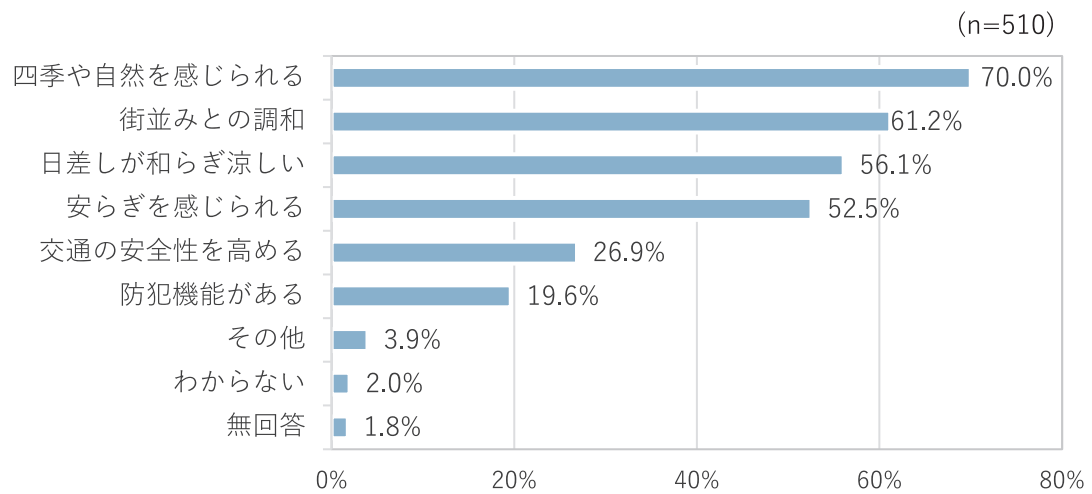


5 その他()



問2-4

あなたが、住宅地にある街路樹について、期待するものは何ですか。
(あてはまるもの全てに○)

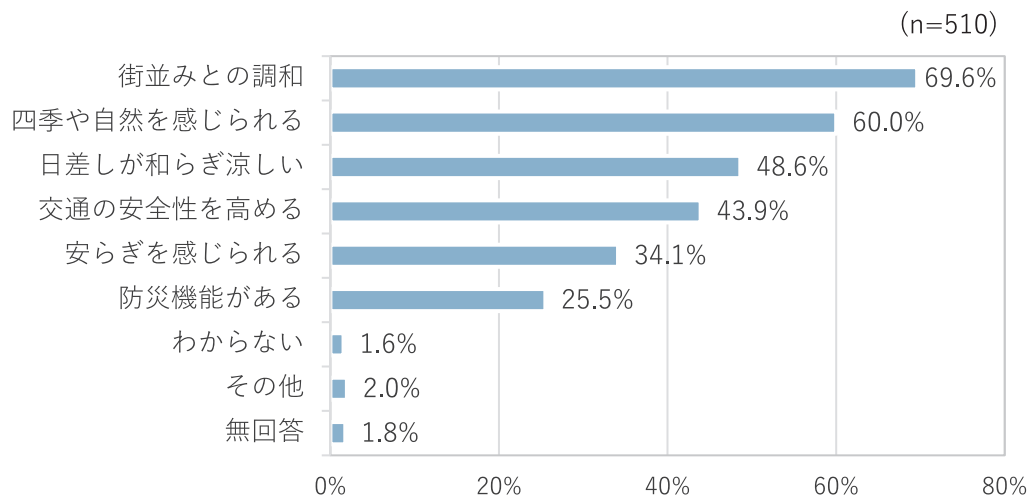


<その他の回答>

分類	件数	自由記述抜粋・要約
落葉の少ない木	4	・落葉が少なく、清掃が容易であること
街路樹は必要ない	3	・カラスの巣が作られるのでなくしてほしい ・住宅地は道路幅が狭く、必要ない
その他	6	・木陰のある快適な歩道 ・見通しが悪くならないこと

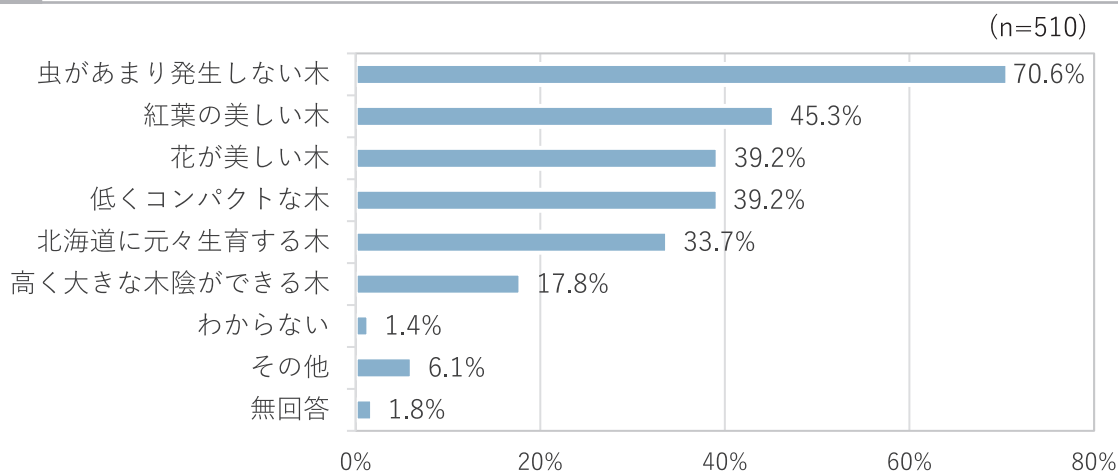
問2-5

あなたが、都心や主要幹線道路にある街路樹について、期待するものは何ですか。
(あてはまるもの全てに○)



3) 街路樹の形態について

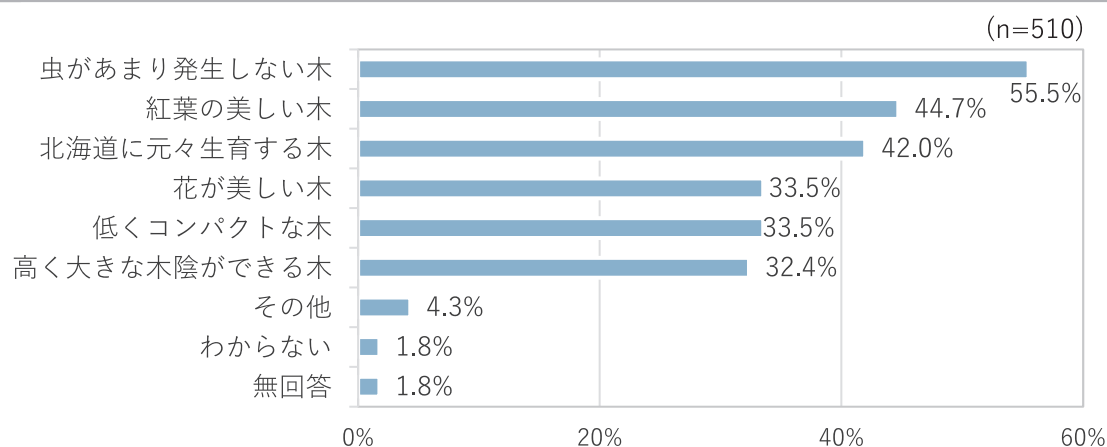
問3-1 あなたは、住宅地にある街路樹について、どのような樹木が良いと思いますか。
(あてはまるもの全てに○)



<その他の回答>

分類	件数	自由記述抜粋・要約
維持管理	5	・落葉が少なく、葉が大きくなりな木 ・手入れが容易で、成長がゆっくりな木
花粉の飛散	3	・花粉が飛散しないもの
必要ない	3	・手入れが不十分
その他	4	・小鳥が寄ってくる木 ・コンパクトでも木陰ができる木

問3-2 あなたは、都心や主要幹線道路にある街路樹について、どのような樹木が良いと思いますか。(あてはまるもの全てに○)

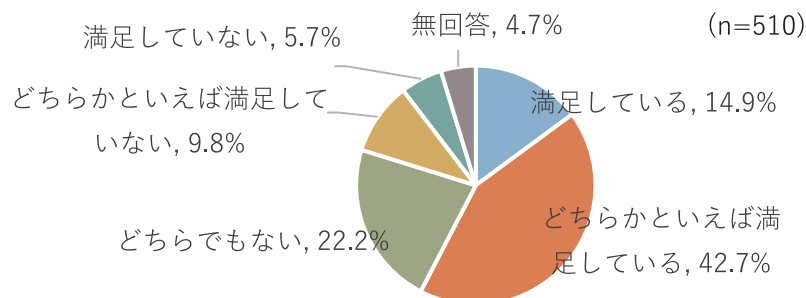


<その他の回答>

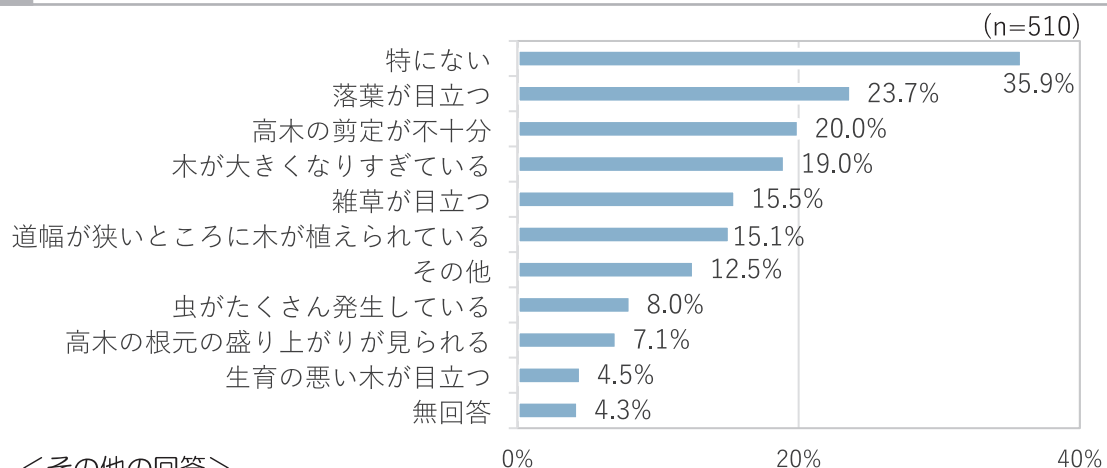
分類	件数	自由記述抜粋・要約
花粉の飛散	2	・花粉が飛散しないもの
その他	5	・銀杏のように臭わない木 ・排気ガスなど劣悪な環境に強い木

4) 街路樹の維持管理について

問4-1 あなたは、札幌市の街路樹の維持管理について、満足していますか。(あてはまるもの1つに○)



問4-2 あなたが、札幌市の街路樹の維持管理について、不満に思うことは何ですか。(あてはまるもの全てに○)



<その他の回答>

分類	件数	自由記述抜粋・要約
維持管理	17	・落葉や雑草の管理が行き届いていない。 ・木が高くなりすぎたり、剪定の形が悪いものがある。 ・大きくなる木がせまい地面に植えられている。 ・剪定伐採作業は交通混雑等を招かないやり方、管理費の節約可能なやり方でやって欲しい。
カラスの巣	11	・実のなる木が多く、カラスが巣を作る ・定期的な見回りや巣を作る前に対応をして欲しい
安全性	11	・葉が茂り、交差点の見通しがわるかったり、信号・標識などが見えづらかったりする。 ・強風の次の日枝が折れて歩道に落ちていることがあり、大変危険だと感じる。 ・車道に落葉があり、雨が多く降るとスリップして危険を感じたことがある。 ・枝葉が車道・歩道にせり出しており、通行しにくい。
歩道の快適性	10	・イチョウが多く、秋季における木の実の散乱や臭気に困っている。 ・落ちた実が踏まれて歩道が汚くなっていたり、靴底についてしまったりする。 ・歩道が根により盛り上がっている。
みどりの量	4	・街路樹が少ない。特に花が少なく、東京などを参考に綺麗な街並みにしていただきたい。 ・緑が少ない、木の数を増やしてほしい。
花粉	2	・白樺による花粉

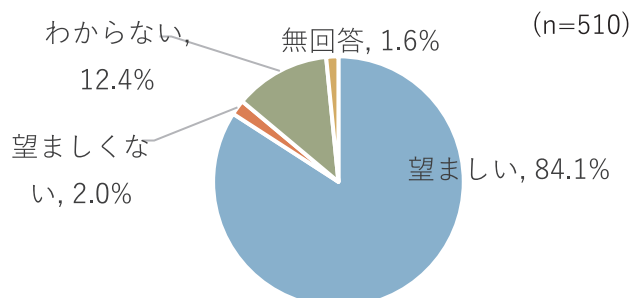
問4-3

札幌市では現在、街路樹に関して下記の取組を行っています。あなたは、この取組についてどう思いますか。

問4-3

(1)

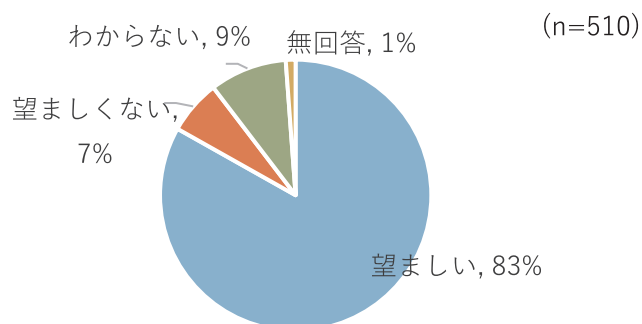
〔街路樹の樹種の改善〕
街路樹を札幌の気候に適した種類に変えていく取組。
(あてはまるもの1つに○)



問4-3

(2)

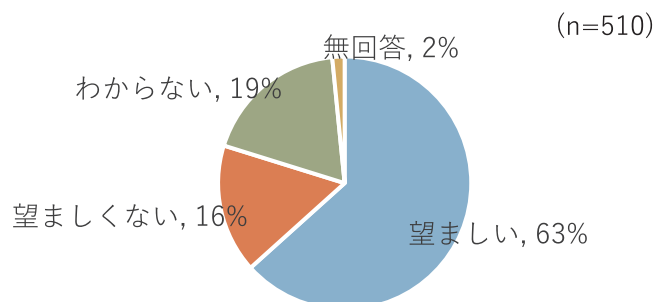
〔街路樹の配置の改善〕
狭い歩道の通行に支障のある街路樹を撤去する取組。
(あてはまるもの1つに○)



問4-3

(2)

〔都心や主要幹線道路の街路樹の充実〕
多くの市民や観光客が目にする都心の街路樹を、大きく育てる取組。
(あてはまるもの1つに○)



5) その他

分類	件数	自由記述抜粋
維持管理	14	・市民から見ても管理が行き届いていて、概ね満足している。 ・手入れが行き届いていないところがあり、最小限の街路樹にするべき。 ・都心より住宅地をしっかりと管理してほしい。 ・限られたコストは解るが、官民一体＋ボランティアにて魅力ある街づくりを訪れる方々に示せる様にして欲しい。 ・住宅地の樹木は年数がたち、枝枯れが目立つ。花壇は雑草だらけ。木の根の影響で歩道のヒビ割れが目立つ。 ・お金と時間と労力が、使われすぎないようにしてほしい。住宅地の街路樹は低木にして近隣住民がカット出来るようにしてほしい。都心はなるべく背の高い木が良い。場所によって、車の多い所などは人工樹木でもいいのではないかなと思う。 ・住宅地や街中の木々には癒されているが、手間がかかる木や危険な老木、通行の妨げになっている木などは伐採して、違う形でその木を活かせたら良いと思う。
樹種	8	・北海道らしい木や植物が望ましい。 ・イチヨウの木を無くして、クリスマスツリーのような木を増やしたら綺麗だと思う。海外旅行客も増える昨今、彼らに支持される町になって欲しい。 ・都市防災機能の面から、ナナカマドやイチヨウ等の難燃性の樹木を大切にしていきたい。
街路樹の必要性や量	9	・いつも木や花など自然に癒されている。 ・人口が増えて大都市になった札幌だが、北海道のイメージである“緑との共存”は無くしたくないので街路樹は大切だと思う。 ・住宅地の街路樹がとにかく少ない。近年の異常気象による高温への対策として木陰をもっとふやしてほしい。 ・商業施設沿いでは、施設側が街路樹を枯らす例があるが、歓迎しないのであれば、樹木を撤去して代替機能を義務付ける条例等、必ずしも樹木に頼らない都市機能、美観の維持を図って欲しい。 ・通行の妨げになっている街路樹が多く、管理できないなら伐採して通行しやすくした方が良いと思う。
安全性	7	・大きくなりすぎている木が倒れてこないか、電線に当たって引火や停電など起こさないか等が心配。 ・大きな街路樹があると街並みが綺麗に見えるが、交差点付近だけは植えないか、低木または花にした方が良いと思う。 ・標識が街路樹に隠れて見えない。自転車で横断する人が見えにくい。 ・自動車の通行による障害（視界不良、死角等）、人の通行による障害（狭い枝の落下等）のリスクを取り除き市民又は来札の方が楽しめる景観、安らぎをもたらす空間づくりをお願いしたい。
カラスの巣	5	・カラスの巣対策をして欲しい。
花粉	5	・花粉症が辛いので花粉の飛ばない樹にして欲しい。（3件）
街並みや景観	4	・札幌らしい街並みで四季や自然を感じられ、素晴らしいと思う。 ・札幌市にも桜並木など観光スポットをつくり、地域活性化に力を入れていただきたい。また、住宅街や街中などは緑やお花が少ないので、東京を参考に美しい街並みにしていただきたい。 ・画一的にならない様に、同じ木ばかり揃えずに場所によって適した木があると良い。

2. 街路樹の法的位置づけ

(1) 国の法令や基準

1) 道路法（昭和 27 年 6 月 10 日制定）

（用語の定義）

第二条 略

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

二 道路上の並木又は街灯で第十八条第一項に規定する道路管理者の設けるもの

（道路の構造の基準）

第三十条 高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について政令で定める。

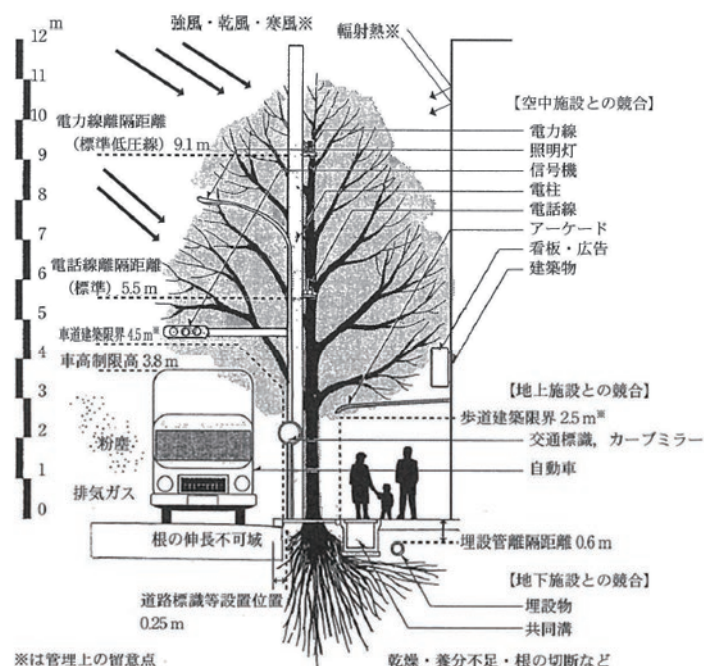
十一 横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設

3 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

2) 道路構造令（昭和 45 年 10 月 29 日制定）

（建築限界）

第十二条 建築限界は、車道にあつては第一図、歩道及び自転車道又は自転車歩行者道（以下「自転車道等」という。）にあつては第二図に示すところによるものとする。（第1図・第2図略）



※は管理上の留意点

（資料：「道路植栽の設計・施工・維持管理」（一社）経済調査会）

3) 道路緑化技術基準（平成 27 年 3 月 31 日改正）

第1章 総則

1-1 基準の目的

本基準は、道路緑化の一般的技術的基準を定め、その合理的な整備及び管理に資することを目的とする。

1-2 適用の範囲

本基準は、道路において、緑化を図る場合に適用する。なお、法面緑化及び防災林の造成については、本基準の対象外とする。

1-3 道路緑化の基本方針

道路緑化にあたっては、道路交通機能の確保を前提にしつつ、美しい景観形成、沿道環境の保全、道路利用者の快適性の確保等、当該緑化に求められる機能を総合的に発揮させ、もって、道路空間や地域の価値向上に資するよう努めるとともに、交通の安全、適切な維持管理及び周辺環境との調和に留意しなければならない。

1-4 用語の定義

1.道路緑化

道路において、樹木、地被植物若しくは草花（以下、「樹木等」という。）を保全又は植栽し、これらを管理することをいう。

2.道路植栽

道路において、保全又は植栽され、管理された樹木等をいう。

3.高木

道路植栽のうち、主に並木等の単木として使用する樹木をいう。

4.中・低木

道路植栽のうち、主に列植や群植として使用する樹木をいう。なお、一定の樹高を有し遮蔽機能を有するものを中木、それより低いものを低木という。

5.地被植物

道路植栽のうち、芝、木本植物、草本植物、つる性植物、ササ類等の地表面を被覆する樹高の低い植物をいう。

6.草花

道路植栽のうち、花等の草本植物をいう。ただし、5の地被植物を除く。

7.植樹地

道路において、樹木等を保全又は植栽する場所をいう。

8.環境施設帯

植樹帯、路肩、歩道、副道等で構成される、幹線道路における沿道の生活環境を保全するための道路の部分进行。

9.植栽基盤

植物の根が支障なく伸長して、水分や養分を吸収できる土壤条件を備えている土層をいう。

第2章 整備

2-1 計画

- 1) 道路計画においては、地域に求められる緑化の機能を考慮し、植栽地を適切に配置することが望ましい。
- 2) 植栽地の配置を計画する場合は、安全かつ円滑な交通の確保に留意しなければならない。
- 3) 植栽地の意匠並びに樹木等の基本的な構成及び配置の決定にあたっては、気象条件、緑化等に関係する地域の計画との整合、沿道状況、美しい景観形成、想定される維持管理水準（剪定頻度等をいう。以下同じ。）等に留意することが望ましい。
- 4) 道路の整備が予定されている区域内に保存の必要性が高い植物がある場合は、その存置や移植を検討しなければならない。

2-2 設計

- 1) 植栽設計（植栽地の平面配置、樹種等、樹木等の具体の構成や配置の決定）にあたっては、地域に求められる緑化の機能を考慮するとともに、安全かつ円滑な交通の確保や他の構造物の保全、植栽基盤、想定される維持管理水準、周辺の植生への影響等に留意しなければならない。
- 2) 高木を植栽する場合は、植栽しようとする樹種の成長特性等を理解の上、目標とする樹形、樹高を想定し、植栽する道路空間や維持管理水準に見合った樹種、植栽間隔とすることが望ましい。
- 3) 中・低木を植栽する場合は、供用後の枝葉の繁茂や剪定頻度等も考慮に入れ、交差点内の視距や横断歩道を横断している又は横断しようとする歩行者等の視認性、歩行者や車両の通行空間の確保に支障を生じないように留意しなければならない。
- 4) 植栽地において雑草の発生等が見込まれる場合は、地被植物等を植栽することが望ましい。
- 5) 他の構造物の点検や維持修繕が困難となる場所は、植栽地としてはならない。
また、樹木等の具体の構成や配置の決定にあたっては、樹木等の成長により他の構造物に影響が生じないように留意しなければならない。
- 6) 環境施設帯は、沿道環境が適切に保全されるように樹木等の具体の構成や配置を定めなければならない。また、幼木の植栽により樹林を造成する場合は、成長に応じた間伐等を考慮し、樹木等の具体の構成や配置を設計することが望ましい。

2-3 施工

- 1) 樹木等の植栽は、植物や地域の特性に応じた時期や手法を踏まえて行うことが望ましい。また、植栽の活着状況に応じ適切な保護養生を行うことが望ましい。
- 2) 既存の樹木等の存置又は移植にあたっては、保全対策を講じることが望ましい。

第3章 管理

3-1 道路巡回

- 1) 樹木等の管理にあたっては、道路巡回や道路利用者等からの道路の異状等に関する情報の活用により、道路交通への支障や道路利用者等の危険の未然防止に努めなければならない。
- 2) 通常巡回においては、落枝、枯損樹木、横断している、若しくは横断しようとする歩行者等又は道路標識の視認性への影響の有無等を確認することに努めなければならない。
- 3) 定期巡回においては、落枝、枯枝、枯損樹木の有無等の確認のほか、キノコ等の発生、他の構造物への干渉等の枯損や倒伏に繋がる事象を確認することに努めなければならない。
- 4) 台風や大雪、地震等の異常気象時や災害発生時においては、異常時巡回により、樹木の被災状況及び道路交通等への影響を確認しなければならない。また、異常気象による被害が予想される場合は、通常巡回や定期巡回により確認された異状又はその兆候を踏まえ、枯枝の除伐等の事前の保護対策を講じることが望ましい。
- 5) 異状又はその兆候が確認された場合は、必要に応じて専門家による調査を行うなどの方法により、樹木の健全度について確認し、安全の確保の観点から対策の必要性及び緊急性を判断したうえで、必要な対策を適切に行わなければならない。

3-2 道路植栽及び植栽地の管理

- 1) 道路植栽の健全な生育及び緑化機能の維持向上、道路巡回で確認された事象への対応、道路利用者等の安全への影響の未然防止を図るため、剪定、除草、病虫害防除、灌水等を適切な時期に行うことが望ましい。
- 2) 日本風景街道等の美しい景観形成が必要な地域や、景観法に基づく景観重要公共施設においては、樹形や植栽地の美しさを維持できるよう、十分な剪定や除草等の頻度を確保し、適切な方法で措置を講じることが望ましい。
- 3) 草花は定期的な植替えが前提となることから、季節に応じた計画的な植替えを行えるよう、沿道住民等との協働等、継続的な管理体制を構築することが望ましい。

3-3 樹木の更新

- 1) 樹木については、道路利用者等の安全確保を考慮して、落枝、病虫害・空洞等の活力低下が確認され、倒伏等に繋がるおそれがある場合、大径木化による道路交通や他の構造物への影響等が確認あるいは想定される場合には、危険回避のための除伐や未然防止のための更新その他の措置の必要性や緊急性等を総合的に検討し、適切な措置を講じなければならない。
- 2) 大径木化、高木化等により道路の区域内で健全な樹形や良好な景観が維持できなくなると予想される場合には、計画的かつ段階的な更新を行うことが望ましい。
- 3) 更新にあたっては、従前の道路植栽にこだわらず、道路利用状況、沿道状況等の変化を考慮し、植栽計画や植栽設計を再検討することが望ましい。

(2) 札幌市の法令や基準

1) 札幌市道路構造の技術的基準及び道路標識の寸法に関する条例

(植樹帯)

- 第 15 条 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。
- 3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。
- (1) 都心又は景勝地を通過する幹線道路の区間
- (2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間
- 4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。